

会 則

第一章 総則

第1条(名称)

クラブの名称は、光明健康倶楽部(以下「本クラブ」という。) と称します。

第2条(目的)

本クラブは、スポーツを通じ会員の健康増進と会員相互の親睦を図るとともに、地域社会における健康で明るいコミュニティーづくりに寄与することを目的とします。

第3条(運営および管理)

本クラブは、大阪府大阪市中央区難波4丁目2番1号 難波御堂筋ビルディング11階 光明興業株式会社(以下「会社」という。) が運営、管理を行います。

第二章 会員

第4条(会員制度)

- (1)本クラブは会員制とし、入会する際に会員種類で契約し、利用範囲に応じて施設を利用することができます。
- (2)会員の契約期間は、会員が会社所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。

第5条(会員区分)

会員区分は次の通りとし、会員の要件および利用範囲等の条件については会社が別途これを定めます。

- (1)個人会員
- (2)法人会員

第6条(入会資格)

本クラブに入会できる方は、13歳以上の方で本会則を承認した方とします。本クラブの入会資格は以下のとおりとします。

- (1)本クラブ会則および諸規則を遵守する方
- (2)医師等に運動を禁じられておらず、本クラブの諸施設の利用に支障がないと申告され

た方(健康状態に疑義のある方は別途ご相談下さい。) なお、65歳以上の方は診断書の提出を求める場合もあります。

- (3)会員としてクラブの地位名誉を傷つけ、秩序を乱すことのない方
- (4)現在もしくは過去において、暴力団等の構成員または準構成員になったことはなく、将来もこれらの組織に所属することがない方
- (5)暴力団の構成員、その他暴力団に関係する者、反社会的集団に属する者および反社会的事案に携わっている者を同伴したりしない方
- (6)刺青等をしていない方
- (7)過去に入会実績があり、会費滞納していない方

第7条(入会手続)

入会は、本会則を承認のうえ入会手続を行い、会社の承認を得た上、規定の入会登録料・会費を納入して会員の資格を得た方を本クラブの会員とします。

第8条(未成年者の取扱い)

未成年者が会員になろうとする時は、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第9条(会員証)

- (1)会社は会員に対し、会員証を発行します。
- (2)会員が、本クラブ施設を利用する時は、会員証を必ずフロントに提示し、所定の手続きをするものとします。なお、会員証を不携帯の場合は、入館できません。
- (3)会員は会員証を第三者に貸与することはできません。貸与した場合、会員を除名します。
- (4)会員は会員証を紛失した場合には、すみやかに会社に届け出、ただちに所定の手続きを行い、再発行を会社に申請するものとします。
- (5)会員証の再発行手数料は会員負担とし、発行手数料として1,100円(税込)を会社に支払うものとします。
- (6)会員は、会員資格を喪失したときは、すみやかに会員証を返還しなければなりません。

第10条(入会登録料・会費等)

- (1)入会登録料・諸会費・諸料金等の金額・支払時期・支払方法は、会社が定めます。
- (2)一旦納入した入会登録料は返還いたしません。
- (3)会社は、本クラブの運営上必要と判断した場合、若しくは経済情勢の変動に応じて、入会登録料・諸会費・諸料金等の金額を変更することができます。

第11条(退会)

- (1) 会員が退会する場合は、退会届を毎月5日迄に、会員証を添付し、提出のうえ、所定の手続きを完了しなければなりません。
- (2) 会員の都合等により会費が3ヶ月以上滞納した場合は退会扱いとさせていただきます。

第12条(会員除名)

会員が下記の各項に該当するときは、会社は該当会員を除名することができ、会員はその資格を失います。

- (1) 本クラブの会則、その他諸規則に違反したとき
- (2) 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき
- (3) 会費その他の債務を滞納し会社からの催告に応じないとき
- (4) 入会に際して会社に虚偽の申告をしたと判明したとき
- (5) 会社が本クラブ会員としてふさわしくないと判断したとき

第13条(会員資格喪失)

会員は下記の各項に該当したときに会員資格を喪失します。

- (1) 会員が退会したとき。ただし、事前に会社に所定の届出を行うものとします。
- (2) 会員が除名されたとき
- (3) 会員が死亡したとき
- (4) 法人が解散したとき

第14条(休会)

会員が本クラブを休会する場合は、休会届を前月5日迄に会員証を添付し提出のうえ、所定の手続きを行わなければならない。休会費は1ヶ月につき550円(税込)とします。休会期限終了後は自動的に会費の請求が開始となります。また、滞納がある場合は完納いただきます。

第15条(コース変更)

会員が本クラブの会員種別を変更する場合は、変更届を変更希望月の前月5日までに会員証を添付し、提出のうえ、所定の手続きを行わなければなりません。なお、変更希望月の前月6日以降月末までのお申込みの場合は、コース変更に伴う会費の増額分は、変更手続き時に支払うものとします。一括支払いの場合、途中変更はできません。会費期限終了後のコース変更となります。

第16条(変更事項の届出)

- (1)会員は、住所、連絡先及び、その他入会申込み事項に変更があった場合には、速やかに会社に届出るものとします。
- (2)会員への通知は、会員から届出のあった最新の住所宛に行います。

第17条(ビジター)

本クラブは、会員が同伴または会員以外の方(以下「ビジター」という)に本クラブの諸施設を使用させることができます。なお、この場合、ビジターは身分証明の提示と別に定めた施設利用料金を支払うものとします。

第18条(損害賠償)

- (1)本クラブの利用に際して生じた盗難・紛失については、会員各自の自己責任とします。但し、会社の責めに帰すべき事由があった場合は、15万円を限度として賠償します。ビジターについても同様とします。
- (2)会員が本クラブの施設利用に際して、会員の責めに帰すべき事由により、会社若しくは第三者に損害を与えた場合、会員は賠償の責に任ずるものとします。ビジターについても同様とします。法人会員利用者の場合は登録法人が一切の責を負うものとします。
- (3)本クラブの利用に際して発生した怪我・病気・事故等については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。会社の責めに帰すべき事由があった場合は、原則として15万円を限度、ただし、会社に故意又は重大な過失があった場合は、別途協議し賠償します。ビジターについても同様とします。

第19条(遺失物・忘れ物・放置物)

- (1)会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。ビジターについても同様とします。
- (2)忘れ物・放置物については、原則として1ヶ月間保管した後に処分させていただきます。

第20条(その他諸規則の改定)

会社は、必要と認めた場合、本会則・細則・利用規定・その他本クラブの運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。なお、改定を実施するときは、会社は1ヶ月前迄に施設内に掲示及び当社ウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

第21条(閉鎖および解散)

会社は、次の各号に該当する場合は、本クラブを閉鎖および解散する事ができます。な

お、この場合、閉鎖や解散がなされた月の翌月以降の諸会費・諸料金は返還いたします(数ヶ月単位で入会された場合は、既に頂いている諸会費・諸料金から、閉鎖や解散が適用された月までの料金を差し引いた残金を返還致します)

- (1)施設の改造または修理のとき
- (2)本クラブが企画し実施する諸活動を行うとき
- (3)天災、地変、その他の不可抗力により開業が不可能となるとき
- (4)経営上重大な理由が生じたとき

第三章 施設利用

第22条(諸規則の厳守)

会員は、本クラブの施設利用に際して、会則および会社が定める規則等を遵守しなければなりません。

第23条(健康管理)

会員およびビジターは、各自の責任において健康管理を行うものとします。

第24条(入場禁止・退場)

会社は、会員及びビジターが下記の各項に該当する場合は、その会員を本クラブへの入場禁止及び退場を命じることができます。

- (1)伝染病等に罹患しているとき
- (2)タトゥー(刺青)をされている方
ただし、身体の中で、縦15cm×横15cm以内に収まる場合のみ入場を可能として取り扱いをします。露出しないように必ずサポーターやシャツ、テーピング等で隠すことを条件とします。それ以上の大きさの刺青またはタトゥーをされている方につきましては、ご利用は一切できませんのでご了承ください。万が一、タトゥー(刺青)無しで入会された後に発覚した場合は、その時点で施設のご利用ができなくなります。なお、イベント招待選手等につきましては、第6条(5)号の規定にかかわらず特例として、会社の責任により施設利用を認めます。
- (3)健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき
- (4)許可なく館内を撮影すること
- (5)許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘すること
- (6)他人を誹謗中傷すること
- (7)他人に対する暴力行為や威嚇行為
- (8)痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為

- (9)施設内に落書きや造作をすること
- (10)動物を館内に持ち込むこと。盲導犬は可とします。
- (11)危険物を館内に持ち込むこと
- (12)泥酔等により他人に迷惑を及ぼすおそれのあるとき
- (13)会社従業員の業務を妨げる行為
- (14)他人へのストーカー行為
- (15)他人の施設利用を妨げる行為
- (16)その他本状各号に準じる行為

第25条(休業)

本クラブは、会社が別途定める定期の休業日を設けるほか、施設整備、その他やむえない事由が発生した場合、臨時休業することがあります。臨時休業する場合は、事前にその旨を施設内に掲示します。

2021年11月10日施行